

指 定 書 後一 第 号

北九州市後期高齢者のはり及びきゅうの施術に要する費用の補助に関する規則第7条第1項及び第3項の規定にもとづき、あなたを北九州市後期高齢者はり、きゅう師として指定します。

SAMPLE
様

令和 年 月 日

北九州市長 武内和久